



日本語の語彙的複合動詞の形成メカニズムー中国語との比較対照と合わせてー

陳, 奕廷

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2015-03-25

(Date of Publication)

2017-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6363号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006363>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文内容の要旨

論文題目 日本語の語彙的複合動詞の形成メカニズム—中国語との比較対照と合わせて—

氏名： 陳奕廷

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

指導教員氏名	(主) 松本 曜	教授
	(副) 岸本 秀樹	教授
	(副) 鈴木 義和	教授

本論文は複合動詞の形成メカニズムを説明するには、コンストラクションのレベル、意味フレームのレベル、慣習化のレベルという三つの異なるレベルで考える必要があり、日本語と中国語の複合動詞は共にこのような複層的な制約が存在すると主張する。さらに、本研究は日中両言語における複合動詞が表す複合事象は「因果関係」または「因果関係による必然的な共起性」という共通の認知的な動機付けがあることを示す。

第二章 先行研究

日本語語彙的複合動詞の一般的な結合制約として、影山 (1993) 「他動性調和の原則」と由本 (1996)、松本 (1998) の「主語一致の原則」があるが、これらの制約だけでは複合動詞の可能な組み合わせを十分に説明できない。そのため、松本 (1998) で提案されたよう

な意味的な制約が必要である。ここで問題なのは、どのような意味構造を用いることでこのような意味的な制約を捉えられるのか、ということである。

従来の複合動詞の分析は主に「語彙概念構造」と呼ばれる意味構造で分析されていたが、語彙概念構造のようなプリミティブな意味述語を用いた簡略的な意味構造では、複合動詞の結合制限や意味形成などを説明することができない。そのため、本研究は豊富な「百科事典的知識」を含む豊かな意味構造である「意味フレーム」を用いる必要があると主張する。また、近年では語彙概念構造の代わりとして「クオリア構造」を用いることが提案されているが、本研究では「クオリア構造」と「意味フレーム」を比較しながら、両者の違いを示す。

第三章 理論的背景

本研究は複合動詞における複層的な制約を説明するために、「コンストラクション形態論」と「フレーム意味論」という理論的枠組を用いる。意味と形式のペアリングである「コンストラクション (Fillmore 1985b, 1988 など)」, そして、ある語を理解するために必要な背景情報を含む図式化された知識構造である「フレーム (Fillmore 1977, 1982, 1985 など)」という二つの概念は、共に Charles J. Fillmore によって考え出された、相互に補完し合う、対となる理論である。本研究は共にスキーマ的思考方式である「コンストラクション」と「フレーム」を取り入れ、さらに両者を組み合わせることで、複合動詞の全体的な形成プロセスとメカニズムを明らかにする。

また、複合動詞の形成について説明するには、言語社会というレベルで考える必要があるため、本研究は Enfield (2000, 2002) で提案された「私的表象」と「文化的表象」という概念を取り入れる。

第四章 コンストラクションに基づく複合動詞の考察

従来の還元主義的な考えでは、構成体の全体の意味はその構成分子の意味の総合に還元でき、構成分子から全体の意味が予測できると主張されていた。しかし、複合動詞には形態的な面と意味的な面における非合成的な性質が見られる。本研究はコンストラクション

という概念を導入することによって複合動詞における合成的な一面と非合成的な一面を同時に捉えられることを示す。これによって、従来のトップダウン型な input から合成的に複合動詞を作るというアプローチではなく、コンストラクション形態論に代表されるボトムアップ型の output-oriented なアプローチから分析するというパラダイムシフトが必要であることを証明する。

コンストラクションを用いた先行研究においては、具体例から一般化された抽象的なスキーマを中心に検討しているが、本研究は慣習化の影響を考慮し、構成要素から予測できない性質を持つ具体例の一部(「取り締まる」「立ち会う」「引き出す」「言い渡す」など)を個別動詞レベルのコンストラクションと見なす必要があると主張する。

まず、複合動詞の V1 と V2 の意味関係をコンストラクションとして考える。そして、その認知的な動機付けについて、複合動詞として成立する複合事象は「因果関係」に基づくものと「因果関係による必然的な共起性」に基づくものという二つの異なるタイプがあることを示す。

複合動詞の形態的な非合成性についてだが、複合動詞には「褒めそやす」における V2 「そやす」のように、単独動詞としては用いられない場合が多く見られる。このような「拘束形態素」を本研究では[V-そやす]_vのような「コンストラクション的イディオム」として捉える。

また、意味的な非合成性に関してだが、複合動詞には「取り締まる」や「もてなす」のように、全体の意味を V1 と V2 の意味に還元できないものが少なからず存在している。このような例は合成的に全体の意味を導き出すことができないだけでなく、分析性(analyzability)も失っており、[V1-V2]_v全体としてレキシコンに登録されていると考えなければならない。コンストラクション的な考え方では、複雑語でもそれ自体が構成要素から予測不可能な性質を持つ場合や、使用頻度が高いときには一つのコンストラクションとしてレキシコンに登録される。

分析的でない例のほかにも、分析的だが合成性(compositionality)を失っている例が存在する。例えば、「引き立てる」「押し殺す」「言い渡す」などがそうである。これらの複合動詞は全体の意味から V1 と V2 の果たす意味的な役割を理解することは可能だが、構成要素の V1 と V2 の意味からアルゴリズム的に全体の意味を導き出すことはできない。例えば、「{味／*倒れた柱}を引き立てる」や「{気持ち／*虫}を押し殺す」などにおいては、複合動詞

化されると、抽象的な意味でしか使われなくなる。

次に、「言い渡す」のような例は、構成要素から合成可能な意味の中で特定の意味しか実現されないものである。仮に「言い渡す」が合成的に形成されたものだとしたら、「*太郎は{情報／秘密／予定}を友人に言い渡した」というように言えてもいいはずなのに、「言い渡す」はもっぱら判決やリストラ、処分などのような公的な処置の場面で用いられ、ほかの V1 と V2 から合成可能な意味は成立しない。このように、本来ならば合成可能な意味が成立しない、という特異な性質も合成的なアプローチからは説明できず、複合動詞(または複合語)が全体として持っている性質だと考える必要がある。

「用法基盤モデル(usage-based model, Langacker 1987, Bybee 2007, Tomasello 2003 など)」の観点から考えると、言語社会の共通認識としてこのような意味変化が成立しているのは、高い使用頻度によって支えられていると考えられる。「引き立てる」全 1781 例や「押し通す」全 1528 例などは使用頻度が高く、その特異な性質が言語社会のメンバーに共有されていると考えられる。対して、「引き破る」全 323 例や「押し沈める」全 144 例などのような低頻度のものにはこのような意味変化が見られない。これは、使用頻度が低いものと言語社会の共通認識として何らかの特異な性質を保持することはできないからだと思われる。本研究は『複合動詞データベース』における複合動詞の用例数に基づいて、本来合成可能な意味が成立できないという非合成的な性質は高い使用頻度によって支えられていることを示す。

第五章 意味フレームに基づく複合動詞の考察

本研究では「意味フレーム」という意味構造を用いて、複合動詞の意味の面における様々な問題点を解決できることを示す。まず、本研究が主張する複合動詞における背景知識の必要性を示すために、「勝つ」とそれが喚起する〈競技〉フレームを例に論じる。加えて、社会やコミュニティの違いによって生じる複合動詞の違いや、文化の変化によって複合動詞が生み出されたり、廃れたりすることがあることを取り上げる。次に、本研究は複合動詞における意味制約として、前項動詞 V1 と後項動詞 V2 によって、一つの整合性を保った意味フレームを構成する必要があると主張する。具体的に、本研究は FrameNet というフレームのデータベースに基づいて、動詞の意味フレーム及びそれを構成するフレーム要素を

定式化した。その上で、V1とV2のフレーム要素に意味的な結びつきがない、あるいはフレーム要素の間で不整合が生じる場合は複合動詞として結合できない、というように複合動詞の意味的な結合制約を意味構造のレベルで具体的な条件として設定した。この主張を実証するために、ある対象を捉えることに失敗することを表すV2「～おとす」、「～もらす」、「～のがす」を取り上げて分析する。それによって、複合動詞の結合制限を説明するには背景知識や現実世界についての知識である、いわゆる百科事典的知識を導入する必要があることを示す。また、複合動詞における多義語の意味の解釈については、「～取る」を対象に説明する。さらに、意味フレームを構成する意味的な要素である「フレーム要素」を用いることで、複合動詞の意味形成及び項形成の問題点を説明する。

第六章 主語不一致型複合動詞の形成メカニズム

日本語語彙的複合動詞において、V1とV2の主語が一致しなければならないという、いわゆる「主語一致の原則」が一般的な結合制約として存在するが、それに反する「打ち上がる」「突き出る」「舞い上げる」「譲り受ける」「寝静まる」のような例がある。本研究では、これらの例が異なる認知的な動機付けによって形成されたものであると主張する。「打ち上がる」と「突き出る」は両者共に自動詞化したものであるが、「打ち上がる」が「プロファイルシフト」というメカニズムによって形成されたものであるのに対し、「突き出る」は「痕跡的認知」によって形成されたものである。そして、「舞い上げる」は「使役化」に基づいて他動詞化したもので、「譲り受ける」は「アナロジー」、「寝静まる」は「メトニミー」によるものである。

第七章 中国語複合動詞についてのフレーム・コンストラクション的考察

日本語語彙的複合動詞に用いたフレーム・コンストラクション的なアプローチは中国語複合動詞の分析にも適用できる。コンストラクション形態論を用いることで、中国語複合動詞の「～下」に見られる拘束意味、及び、「～上」に見られる全体的な文法性質を説明できることを示した。また、フレーム意味論を用いることで、中国語複合動詞の一般的な結合制約として、「フレーム参与者共有の原則」という結合制約を立てることができる。加え

て、自動詞と自動詞の組み合わせが他動詞になったり、自動詞になったりする、自他交替の現象を説明できることを示した。

第八章 主語一致の原則の有無と日中両言語の違い

最後に、日本語と中国語は共に多くの複合動詞を用いている言語であるが、両言語には共通する点と異なる点がある。具体的に、「因果関係」と「因果関係による必然的な共起性」は日本語と中国語の複合動詞に共通する認知的な動機付けであるが、両言語は「主語一致の原則」があるかどうかということによって、非意図的な使役事象を表せられるかどうか、そして、意味的な曖昧性が生じるかどうか、という違いとして現れる。そして、「主語一致の原則」が存在するかどうかは、当該言語において、形態的な自他対応があるかどうかにかき決まる。

論文審査の結果の要旨

氏名	陳奕廷
論文題目	日本語の語彙的複合動詞の形成メカニズム —中国語との比較対照と合わせて—
要旨	<p>この提出論文は、「押し倒す」「駆け上がる」などの日本語の語彙的複合動詞を、コンストラクション形態論とフレーム意味論という二つの理論的道具立て（いわゆるコンストラクション&フレームのアプローチ）を用いて分析したものである。それにより、日本語の複合動詞において、どのような動詞の組み合わせが許されてどのような組み合わせが排除されるかについて、新しい説明を提案している。比較の対象として中国語も取り上げている。すでにいくつかの学会で発表された内容を一つにまとめたもので、270ページに及ぶ大著である。さらに考察した3770の複合動詞がどのタイプに属するかが巻末資料に示されている。</p> <p>以下、各章ごとに内容を検討する。</p> <p>第一章では、論文の目的と分析の方法が示されている。複合動詞の形成を説明するには、コンストラクションのレベル、意味フレームのレベル、慣習化のレベルという三つの異なるレベルで考える必要があり、日本語と中国語の複合動詞には複層的な制約が存在するという、論文の主張が示されている。また、国立国語研究所の『複合動詞用例データベース』を資料として用いることが述べられている。</p> <p>第二章では先行研究の問題点が示され、著者の考え方と対比されている。日本語語彙的複合動詞の一般的な結合制約としての「他動性調和の原則」「主語一致の原則」、また意味的な制約に関する先行研究が議論されている。さらに、従来の分析で用いられていた語彙概念構造やクオリア構造などの意味表示に関する課題も示されている。この研究分野は、今まで多くの研究がなされているが、ごく最近の影山太郎氏の研究を除いて、主なものはほぼすべて取り上げられていると言える。</p> <p>第三章では、本論文の理論的背景が示される。Fillmoreのコンストラクションの概念を形態論に応用した、Booijの「コンストラクション形態論」と、同じくFillmoreが提唱した「フレーム意味論」を用いるとし、その基本的な概念が紹介される。形態論におけるコンストラクションの必要性に関する議論と、フレームに関する用語の説明にやや不明快な点があるが、概ね正しい理解に基づいていると言える。さらに、Enfieldが提案した「私的表象」と「文化的表象」という概念を紹介しているが、これについては有効性ははっきりしない。</p> <p>第四章ではコンストラクションに基づく複合動詞の考察が行われる。合成的なアプローチでは、構成体の全体の意味がその構成要素の意味の総和に還元でき、構成要素から全体の意味が予測できるとされる。しかし、複合動詞には様々なレベルで形態的・意味的に非合成的な性質が見られるため、コンストラクション的視点から分析する方が良く、それによって複合動詞における合成的な側面と非合成的な側面を同時に捉えられと述べている。コンストラクションは、意味と形式のペーリングであり、複数レベルにおける階層的コンストラクションスキーマが存在して、一般性の異なる現象が捉えられるとする。もっとも上位のスーパースキーマでは、主語の一致がデフォルトとして捉えられる。その下の意味関係のスキーマでは、手段複合動詞、様態複合動詞などの種類別にその特性が記述される。また、「寝めそやす」におけるV2「そやす」のように、構成動詞が単独動詞としては用いられないケースについては、語彙項目を部分的に含んだ[V-そやす]のような「コンストラクション的イディオム」によって捉えられるとする。さらに、構成要素から予測できない性質を持つ複合動詞（「取り締まる」「立ち会う」「引き出す」「言い渡す」などは、個別動詞レベルのコンストラクションと見なす必要があると主張する。この章は、本論文の中核の一つであり、実に多くの問題が興味深い形で取り扱われている。コンストラクション形態論における分析と分析にはおおむね妥当だが、一部に短絡的な議論が見える。たとえば、意味関係のスキーマに関して、すべてのケースで「因果関係」あるいは「因果関係による必然的な共起性」が関わっているとしているが、因果関係という概念を広く捉えすぎていて、主張の根拠は薄い。</p> <p>第五章では、意味フレームに基づく複合動詞の考察が行われる。いくつかの複合動詞を例に、限定的な意味を表示する語彙概念構造ではなく、語の意味の背景的な情報を含むフレームを用いなければ、複合動詞の意味が記述できないことを</p>

主査記載
氏名・印 

論じている。その上で、複合動詞における意味制約として、前項動詞と後項動詞が一つの整合性を保った意味フレームを構成する必要があると主張する。その主張を裏付けるために、「こすりつける」「こすり取る」「見落とす」「聞きもらす」「割り入れる」などの複合動詞が取り上げられる。さらに、「勝つ」を前項動詞とする複合動詞が様々なタイプの競技フレームを背景として存在していることが示され、また「飲み歩く」などにおける項の意味解釈の問題も単なる項の同定ではない形で説明されている。これらの主張は、フレーム意味論を採用することでのみ可能になるような、詳細な意味的考察に基づいており、試みは成功していると言える。ただし、フレーム要素がどのように統語論に実現するかという、いわゆるマッピング問題については、体系的に扱われていないのは残念である。また、動詞のフレームと目的語名詞のフレームがどのように合成されるかを扱う必要がある。

第六章では、主語不一致型複合動詞について論じられている。日本語の語彙的複合動詞においては、V1とV2の主語が一致しなければならないという、いわゆる「主語一致の原則」が一般的な結合制約として存在するが、それに反する「打ち上がる」「突き出る」「舞い上げる」「寝静まる」のような例もある。これらは異なる認知的な動機付けによって形成されたものであると主張する。「打ち上がる」と「突き出る」は共に「打ち上げる」「突き出す」という他動詞から自動詞化したものであるが、「打ち上がる」がプロファイルシフトというメカニズムによって形成されたものであるのに対し、「突き出る」は痕跡的認知によって形成されたものであるとする。そして、「舞い上げる」は使役化に基づいて他動詞化したもので、「寝り受ける」はアナロジー、「寝静まる」はメトニミーによるものであるとする。痕跡的認知は、著者がプロファイルシフトによるものとしたものにおいても見られ、また、痕跡的認知は「突き出す」から「突き出る」を派生させるプロセスではないことから、痕跡的認知をプロファイルシフトと並ぶ派生の認知的動機付けと考えるには無理がある。

第七章では、日本語の語彙的複合動詞の考察に用いたコンストラクション&フレームのアプローチを、中国語複合動詞の分析に適用する。コンストラクション形態論を用いることで、中国語複合動詞の「～下」に見られる拘束の意味、及び、「～上」に見られる全体的な文法性質を説明できることを示している。また、フレーム意味論を用いることで、中国語複合動詞の一般的な結合制約として、「フレーム参与者共有の原則」という結合制約を立てることができるとしている。この章は日本語複合動詞の議論と比べて、簡略的な議論しかされていない感がある。また、「フレーム参与者共有の原則」がコンストラクション的制約なのかフレーム意味論的制約なのかについての議論がほしいところである。

第八章では、日中両言語の複合動詞の重要な相違点である主語一致の原則の有無を考察している。両言語は、「主語一致の原則」の有無によって、非意図的な使役結果事象を表すことができるかどうか、そして、意味的な曖昧性が生じるかどうか、という違いが生じているとする。さらに、この「主語一致の原則」が存在するかどうかは、当該言語の動詞において、形態的な自己対応があるかどうかによって決まるとしている。これは興味深い議論である。

全体として、多くの細かい事実を掘り出し、それを総合的に記述した点は高く評価される。コンストラクション&フレームのアプローチについては様々な意見があるが、このアプローチから複合動詞の性質を扱った論考としては最も体系的で価値が高いものであると言える。一部に短絡的な議論が見られ、また残された課題もある。しかしながら、扱っている現象の幅広さと、その形態論・意味論への理論的貢献からして、この論文が重要な研究であることは間違いない。

以上の理由から、本審査委員会は全会一致で、論文提出者 陳奕廷 が、博士（文学）を授与されるに足る資格を有するものと判定した。

審査委員

区分	職名	氏名	区分	職名	氏名
主査	教授	松本 曜	副査	教授	鈴木義和
副査	教授	岸本秀樹	副査	准教授	田中真一
副査	大阪大学 言語文化研究科 教授	由本陽子			